

# 日本バイオマス製品推進協議会規約

## (名 称)

第1条 この会は、「日本バイオマス製品推進協議会（英文：Japan Society of Biomass Industries）」（以下「協議会」という）という。

## (目 的)

第2条 協議会は、バイオマス製品の果たす役割の重要性に鑑み、バイオマス製品の利活用と普及を推進するとともに、製造者から流通、消費者に至る幅広い協力関係を構築し、重要課題の解決等に向けて取り組み、もって持続可能な循環型社会の形成と地域社会の活性化、地球温暖化防止対策等に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第3条 バイオマス製品とは、化石資源を節約するためにバイオマス由来の原材料を使用して作られた製品であり、生きもの、動植物の粗製品(原毛皮、骨、種子、花卉、木材等)、食品及び医薬品は除くものとする。

## (事 業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バイオマス製品の普及啓発活動
- (2) バイオマス製品に関する情報、資料の収集・提供
- (3) バイオマス製品の利用促進に係る課題の整理と検討
- (4) バイオマス製品の利用促進に関する施策について政府その他関係機関に対する提言等の実施
- (5) バイオマス製品に関する国際的事項の調整、国際交流の推進
- (6) バイオマス製品関係者の連携と協力の促進
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 協議会は本会の目的に賛同する以下の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員  
次の条件に該当する者
    - (ア) バイオマス製品の研究開発、製造、販売、利用、若しくはそれらを予定しているものであって、本会の目的に賛同する団体、法人又は個人。
    - (イ) バイオマス製品の研究開発、製造、販売、利用に関係があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする団体、法人又は個人。
  - (2) 特別会員  
バイオマス製品の普及、技術的知見を有する学識経験者等で会長が認めた者。
  - (3) 名誉会員  
バイオマス製品の普及に特別の功績があり、会長の推薦により総会の承認を得た団体、法人又は個人。
- 2 正会員の協議会への入会は、入会申込書により会長が申し込みを受け、事務局の書面審査を経て会長が可否を決定する。
  - 3 正会員は、年会費を納入しなければならない。年会費は幹事会の議を経て別に定

める。なお、納入された年会費は返還しない。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとする場合は、書面をもってその旨を会長に届けなければならない。

(除 名)

第7条 本協議会は、次の各号に該当する会員を幹事会の決定に基づき除名することができる。

- (1) 本協議会の事業を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 会費の納入を怠った者
- (3) 故意又は重大な過失により、本協議会の信用を失わせるような行為をした者
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした者

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は総会において、第5条第1項第1号(1)及び(2)に定める正会員及び特別会員の中から選任する。監事は、会長、副会長、幹事を兼ねることはできない。

3 役員は任期は1期を2年とし、再任は妨げない。

4 役員は原則として無給とする。ただし、幹事会の議決を経て費用を弁償することができる。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、並びに総会当日に会長不在の場合は、あらかじめ会長が指名した順序で会長の職務を代理する。

3 幹事は協議会の運営に必要な会務を掌理する。

4 監事は会計を監査する。

(総 会)

第10条 総会は年1回開催し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集する。

3 総会はこの規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

4 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、正会員及び特別会員の現在数の過半数以上の出席で開催し、議事は出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決する。なお、会長の判断により必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、正会員及び特別会員である代理人に表決を委任することができる。この場合その会員は出席したものとみなす。

- 6 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。
- 7 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

#### (幹事会)

- 第11条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び第12条に定める委員会等の委員長のうち会長が指名する者をもって構成する。
- 2 幹事会は会長が招集する。
  - 3 幹事会は幹事の過半数以上の出席で開催し、出席者の過半数をもって決する。
  - 4 幹事の中から幹事長を選出する。
  - 5 幹事会の議長は会長がこれにあたるものとするが、会長の委任を得て幹事長がこれにあたる事が出来るものとする。
  - 6 幹事会は協議会の円滑な運営に資するため、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、第12条に規定された委員会等の統括、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。
  - 7 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、他の幹事を代理人に表決を委任することができる。この場合、その幹事は出席したものとみなす。
  - 8 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

#### (委員会等)

- 第12条 協議会は、その事業活動に当たって、必要に応じて個別事項について検討・取りまとめを行うための専門委員会、研究会、検討チーム、その他(以下「委員会等」という)を設置することができる。
- 2 委員会等は、幹事会が設置し、会長が任命した委員をもって構成し、委員長等を互選により選出する。
  - 3 委員会等は、委員長等が招集する。なお、委員長等の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。
  - 4 委員長等は、幹事会の付託を受け、担当する委員会等の調査検討結果を取りまとめ、幹事会に報告する。
  - 5 議長は、委員長等がこれにあたる。
  - 6 委員会等の議事については、議事録を作成しなければならない。

#### (運営)

- 第13条 協議会の運営は、会費及びその他の収入をもって行う。
- 2 協議会の事業計画並びに報告及びこれに伴う予算並びに決算は、総会の議決を経なければならない。
  - 3 この規約は、総会の議を経て変更することができる。

#### (事業年度)

- 第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 解 散 )

第 15 条 協議会は、設立目的を達成したときは、総会の議決を経て解散することができる。

( 事務局 )

第 16 条 協議会の事務を処理するため、事務局を（社）日本有機資源協会に置く。

( その他 )

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務運営上必要な事項は、幹事会において定める。

( 附 則 )

- 1 この規約は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 本協議会の設立当初の会員及び役員は、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 17 日の総会の定めるところによる。また、平成 21 年 4 月 17 日までに加入する本協議会の会員は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、会長が入会の可否を決定する。
- 3 本協議会の初年度の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 17 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。